防衛省における令和8年3月1日以降に契約を締結する工事に係る特例措置について

防衛省が発注する工事に係る工事費算出につきましては、国土交通省において公表している「令和７年３月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）を適用しているところです。

令和８年２月に国土交通省が公表した「令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）は旧労務単価に比して上昇していることを踏まえ、当局においては令和８年３月１日以降に契約を締結する工事は新労務単価を適用することとしましたのでお知らせいたします。

なお、入札手続上、新労務単価の適用が間に合わなかった建設工事は建設工事請負契約書第６７条の規定に基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

上記についてご質問がある場合は以下までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】
中国四国防衛局　調達部　調達計画課
課長補佐（総務・企画担当）
TEL　０８２-２２３-８４２９　（内線２６５０）

防衛省における令和8年2月28日以前に契約を締結した工事について

防衛省が発注する建設工事に係る工事費算出につきましては、国土交通省において公表している「令和７年３月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）を適用しているところです。

令和８年２月に国土交通省が公表した「令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）は旧労務単価に比して上昇していることを踏まえ、当局においては令和８年３月１日以降に契約を締結する工事は新労務単価を適用することとしましたのでお知らせいたします。

なお、令和８年２月２８日以前に契約を締結した工事につきましては、建設工事請負契約書第２７条の６の規定に基づき、請負代金額の変更の協議を請求することができます。

上記についてご質問がある場合は以下までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】
中国四国防衛局　調達部　調達計画課
課長補佐（総務・企画担当）
TEL　０８２－２２３－８４２９（内線 ２６５０）

防衛省における令和8年3月1日以降に契約を締結する業務に係る特例措置について

防衛省が発注する建設コンサルタント業務等（以下「業務」という。）に係る業務費の算出につきましては、国土交通省が公表している「令和７年度設計業務委託等技術者単価」（以下「旧単価」という。）を適用しているところです。

令和８年３月から適用する「令和８年度設計業務委託等技術者単価」及び「令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新単価」という。）は旧単価に比して上昇していることを踏まえ、当局においては令和８年３月１日以降に契約を締結する業務は新単価を適用することとしました。

なお、入札手続上、新単価の適用が間に合わなかった業務は設計等技術業務委託契約書第６４条又は事業監理業務委託契約書第５３条の規定に基づき、旧単価に基づく契約を新単価に基づく契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができます。

上記についてご質問がある場合は以下までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】
中国四国防衛局　調達部　調達計画課
課長補佐（総務・企画担当）
TEL　０８２－２２３－８４２９　（内線　２５２１）

防衛省における令和8年2月28日以前に契約を締結した建設コンサルタント業務等について

防衛省が発注する建設コンサルタント業務等（以下「業務」という。）に係る業務費の算出につきましては、国土交通省が公表している「令和７年度設計業務委託等技術者単価」（以下「旧単価」という。）を適用しているところです。

今般、国土交通省が公表した「令和８年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新単価」という。）は、旧単価に比して上昇していることを踏まえ、当局においては令和８年３月１日以降に契約を締結する業務は新単価を適用することとしましたのでお知らせいたします。

なお、令和８年２月２８日以前に契約を締結した業務につきましては、設計等技術業務委託契約書第３０条の２第５項又は事業監理業務委託契約書第２１条の２第５項の規定に基づき、当局に対し業務委託料の変更について一定条件の下で協議を請求することができますので監督官と調整をお願いします。

上記について、ご不明な点がございましたら、以下までお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】
中国四国防衛局　調達部　調達計画課
課長補佐（総務・企画担当）
TEL　０８２－２２３－８４２９　（内線 ２６５０）